

議案第1号

明 都 議 第 1 号

2024年(令和6年)12月4日

明石市都市計画審議会

会長 安田 丑作 様

明石市長 丸谷 聡子

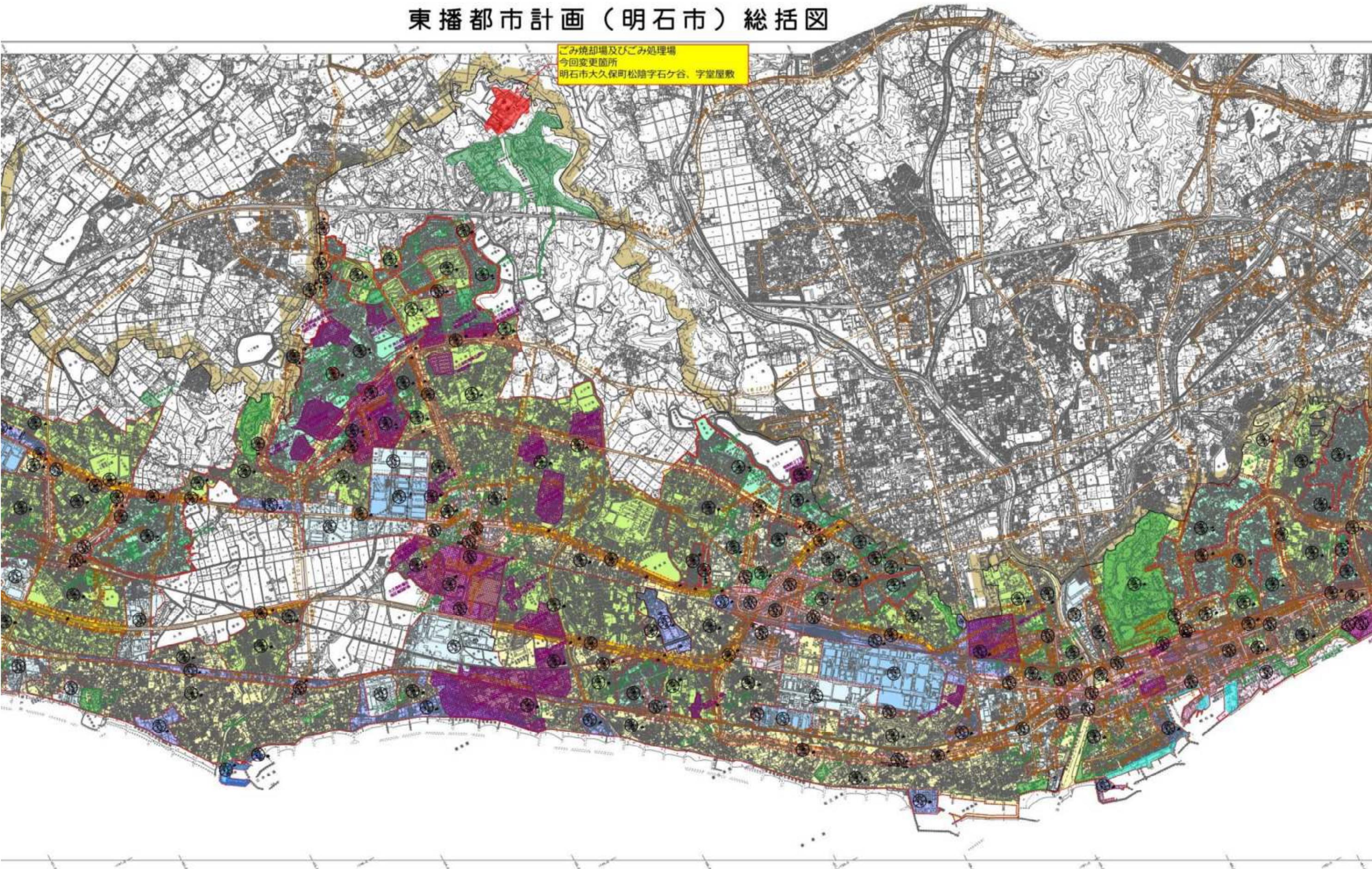


東播都市計画大久保ごみ焼却場及びごみ処理場の変更〔明石市決定〕

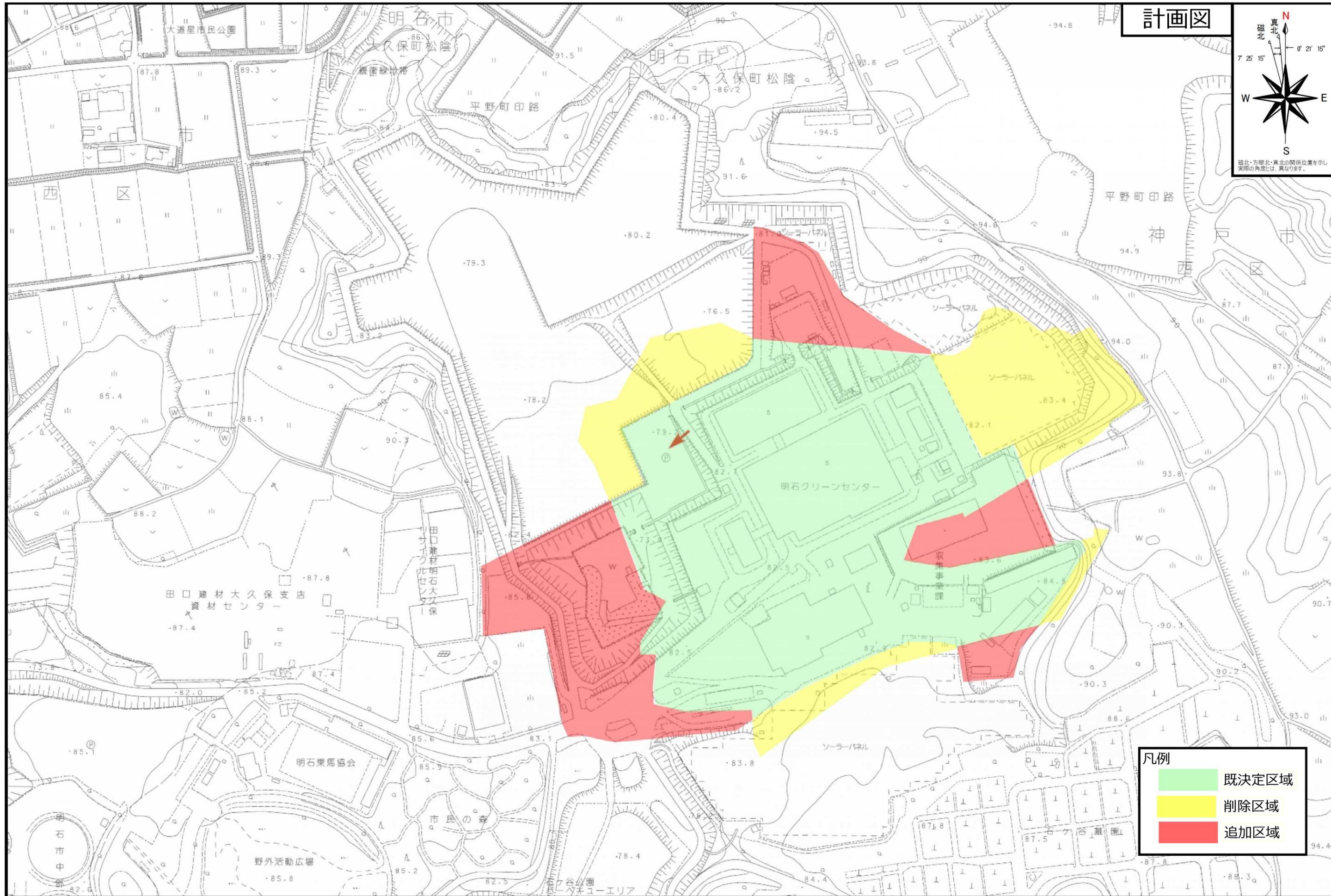
みだしのことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

# 東播都市計画（明石市）総括図

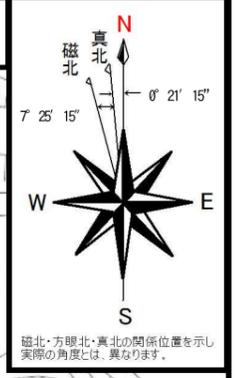
ごみ焼却場及びごみ処理場  
今回変更箇所  
明石市大久保町松崎字石ケ谷、字堂屋敷



1:120,000



# 計画図



凡例

	既決定区域
	削除区域
	追加区域

上記の白地図は地図作成時のものであり最新の情報はではありません。現況と異なる場合があります。

# 計 画 書

## 東播都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の変更（明石市決定）

東播都市計画大久保ごみ焼却場及び大久保ごみ処理場を次のように変更する。

種別	名称	位置	面積	備考
ごみ焼却場	大久保ごみ焼却場	明石市大久保町 松陰字石ヶ谷、 字堂屋敷	約 9.2ha	焼却施設（276 t / 24h）
ごみ処理場	大久保ごみ処理場			破碎選別施設（55 t / 5 h）

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

## 理 由 書

本市では、持続可能な社会の形成に向けて、廃棄物の発生・排出抑制やリサイクルの推進等による循環型社会のしくみづくりを進めており、「明石市都市計画マスタープラン」、「明石市一般廃棄物処理基本計画」においては、ごみ処理施設の適正な管理と新施設の整備方針を定めています。

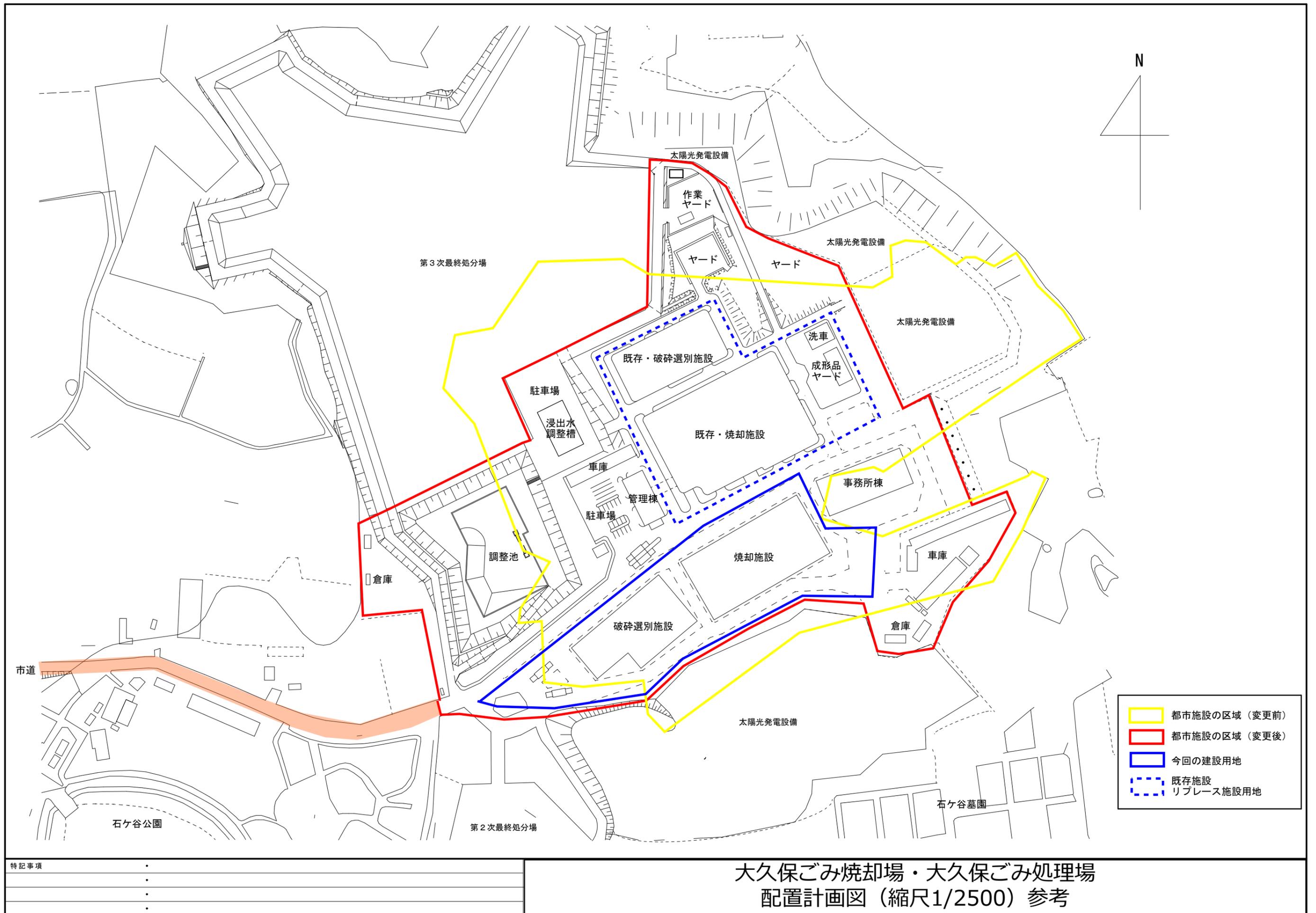
また、「明石市新ごみ処理施設整備基本計画」においては、ごみの処理方式や施設規模、環境保全対策等、新しいごみ処理施設の整備を進める上で必要となる基本的事項を定め、ごみ処理施設の建替えを実施することとしました。

今回、老朽化に伴う建替えを実施するにあたり、関連施設やリプレイス用地等を含む配置を検討したところ、都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の区域を一部変更する必要が生じたため、都市計画変更するものである。

## 変更前後対照表

### 1. 東播都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場

変更	名称	位置	面積	備考
前	大久保ごみ焼却場	明石市大久保町 松陰字石ヶ谷	約 8.4ha	450 t / 日 (50t / 8H × 3 基)
	大久保ごみ処理場			荒物破碎機 (100t / 5H 規模)
後	大久保ごみ焼却場	明石市大久保町 松陰字石ヶ谷、 字堂屋敷	約 9.2ha	焼却施設 (276 t / 24h)
	大久保ごみ処理場			破碎選別施設 (55 t / 5h)



特記事項	・
	・
	・
	・

大久保ごみ焼却場・大久保ごみ処理場  
配置計画図（縮尺1/2500）参考